

静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会規約

（設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として「静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、関係機関が連携して、静岡県東部地域における洪水氾濫や土砂災害による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

（協議会の対象河川）

第3条 協議会は、国土交通大臣及び静岡県知事が管理する狩野川、大場川、来光川、黄瀬川、修善寺川、柿沢川、狩野川放水路、高橋川、沼川、新中川、鮎沢川その他静岡県東部地域（沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町）の一級河川及び二級河川の流域を対象とする。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表－1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

4 協議会には、構成員の他、各機関の取組を支援するため、他の関係機関もオブザーバーとして参加できるものとする。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1）洪水浸水想定区域等の現状の災害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施していく取組をとりまとめた取組方針の作成。

2）円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による被害軽減を実現するために、取組方針をフォローアップするとともに、各構成員が連携して取り組むべき重点課題に対し実施する取組事項の協議及び共有。

3）その他、大規模氾濫等に関する減災対策に関して必要な取組事項の実施。

（幹事会）

第6条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表－2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

（会議の公開）

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開とみなす。

（協議会資料等の公表）

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の事務局を、静岡県東部地域局地域課、静岡県沼津土木事務所企画検査課及び国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所流域治水課に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、令和元年 6月 4日から施行する。

令和2年 6月12日改正

令和3年 6月15日改正

令和4年 9月12日改正

令和5年 9月29日改正

令和6年 6月26日改正

令和8年 7月28日改正

別表－１ 静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会 構成員

関係機関名		役職名
沼津市		市長
三島市		市長
御殿場市		市長
裾野市		市長
伊豆市		市長
伊豆の国市		市長
函南町		町長
清水町		町長
長泉町		町長
小山町		町長
駿東伊豆消防本部		消防長
富士山南東消防本部		消防長
御殿場市・小山町広域行政組合消防本部		消防長
静岡県警察本部警備部緊急事態対策課		課長
陸上自衛隊第 34 普通科連隊		連隊長
伊豆箱根鉄道株式会社鉄道部		部長
国土交通省	気象庁 静岡地方気象台	台長
	中部地方整備局 沼津河川国道事務所	所長
静岡県	危機管理部	危機管理監代理兼危機管理部部長代理
	東部地域局	副局長兼東部危機管理監
	交通基盤部 河川砂防局	局長
	沼津土木事務所	所長
	健康福祉部 政策管理局	局長

静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会オブザーバー 構成員

- ・ 中部運輸局鉄道部安全指導課

別表－２ 静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会 幹事会 構成員

関係機関名		役職名
沼津市 危機管理課		課長
沼津市 河川課		課長
沼津市 長寿福祉課		課長
三島市 危機管理課		課長
三島市 土木課		課長
三島市 福祉総務課		課長
御殿場市 危機管理課		課長
御殿場市 管理維持課		課長
御殿場市 長寿福祉課		課長
裾野市 危機管理課		課長
裾野市 建設課		課長
裾野市 総合福祉課		課長
伊豆市 危機管理課		危機管理監兼危機管理課長
伊豆市 用地管理課		課長
伊豆市 社会福祉課		課長
伊豆の国市 危機管理課		課長
伊豆の国市 建設課		課長
伊豆の国市 社会福祉課		課長
函南町 地域安全課		課長
函南町 建設課		課長
函南町 福祉課		課長
清水町 くらし安全課		課長
清水町 建設課		課長
清水町 福祉介護課		課長
長泉町 地域防災課		課長
長泉町 建設計画課		課長
長泉町 長寿介護課		課長
小山町 危機管理局		参事
小山町 建設課		課長
小山町 長寿福祉課		課長
駿東伊豆消防本部 警防課		課長
富士山南東消防本部 警防救急課		課長
御殿場市・小山町広域行政組合消防本部 警防課		課長
静岡県警察	警察本部 警備部緊急事態対策課	課長補佐
	伊豆中央警察署 警備課	課長
	三島警察署 警備課	課長
	沼津警察署 警備課	課長
	裾野警察署 警備課	課長
	御殿場警察署 警備課	課長
陸上自衛隊第 34 普通科連隊 第 2 科		科長
伊豆箱根鉄道株式会社鉄道部技術課		課長
国土交通省	気象庁 静岡地方气象台	防災管理官
	中部地方整備局 沼津河川国道事務所流域治水課	課長
	中部運輸局 鉄道部安全指導課	係長
静岡県	危機管理部 危機対策課	課長
	東部地域局	技監兼危機管理課長
	交通基盤部 河川砂防局 河川企画課	課長
	交通基盤部 河川砂防局 土木防災課	課長
	沼津土木事務所	次長（技術）
	健康福祉部 政策管理局 企画政策課	課長